

第1回登別市下水道事業運営審議会議事録

開催日時

平成28年12月21日（水）午後3時

開催場所

登別市役所第二委員会室

出席者

委員7名（会長、副会長含む）

事務局

12名

1. 開会

（事務局）

委嘱状交付式に引き続き、第1回審議会開催の運びとなりますが、条例上、会議は会長が招集することとなっておりますので、会長選出までの間は、私が進行にあたらせていただき、会長選出後に、正式に第1回会議に移りたいと考えております。

2. 正副会長等選出

（事務局）

それでは、正副会長の選出でございますが、選出にあたりましては、条例の規定により、委員の互選によることとなっております。

委員の皆様より、立候補、推薦などはございますでしょうか。

（委員）

事務局に一任してはどうでしょうか。

（事務局）

委員より、事務局一任という発言がありましたので、事務局の提案をお願いします。

（事務局）

今回の審議会では、下水道使用料の改定についてご審議いただく予定ですので、公認会計士として会計分野に専門的知見をお持ちの山田委員に会長を、下水道事業に専門的知見をお持ちの依藤委員に副会長をお願いしてはいかがでしょうか。

(事務局)

事務局より、会長に山田委員を、副会長に依藤委員をとの提案がありましたが、委員の皆様、いかがでしょうか？

(異議なしの声あり)

(事務局)

委員の皆様より異議なしの声をいただきましたので、会長に山田委員、副会長に依藤委員が選出されました。

それでは、正副会長が選出されましたので、山田会長より一言ご挨拶いただいた後に、会長の招集により正式に第1回審議会に移りたいと思います。それでは、山田会長、会長席に移り、ご挨拶をお願いいたします。

(山田委員、会長席に移動)

(事務局、会長席に会長札を設置)

(会長)

会長に選出された山田でございます。下水道は、町の衛生管理や環境保全など、非常に重要な役割を担うものですが、人口が減少する中でこれを維持していくのは大変難しくなっておりますので、今回の審議会では、委員相互の活発な議論により、登別市民にとってより良い答申を行いたいと考えております。委員の皆様のご協力をお願いいたします。

さて、はじめに会議録署名委員の選出であります。私から指名させていただきます。よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

(会長)

異議なしの声がありましたので、会議録署名委員につきましては、1回の会議ごとに五十音順で二名ずつお願いしたいと思います。

3. 諮問書手交

(会長)

続いて議事次第3の諮問書手交について、事務局よりお願いします。

(事務局)

それでは、市から会長に対して、諮問書を手交いたしますが、本来であれば、市長より手交するところ、本日、市長は公務により市外出張のため、松橋副市長より手交させていただきます。

松橋副市長、よろしくお願いします。

(両名が会長席前に回り込み、副市長から会長に諮問書手交)

(諮問書手交後、会長、副市長着席)

(事務局)

市から会長に対して諮問書を手交いたしましたので、諮問事項であります「下水道使用料の改定について」、ご審議の程をお願いいたします。また、副市長は、公務の都合により、ここで退席させていただきます。

(副市長退席)

4. 情報提供事項等説明及び質疑

(会長)

続いて議事次第4の情報提供事項等説明に移ります。第1回審議会における情報提供事項等は、

- ・登別市下水道事業の沿革について
- ・登別市下水道事業経営戦略について
- ・下水道使用料改定に関する取組について

の3点となっておりますが、1項目ずつ事務局より説明を受けた後に、これに関する質疑を行いたいと考えております。

それでは、事務局より、「登別市下水道事業の沿革について」、説明願います。

(事務局)

それでは事務局より、「登別市下水道事業の沿革について」説明させていただきます。説明は、画面に映す資料に基づいて進めさせていただきます。

はじめに、下水道事業の仕組みについて説明いたします。

市の全域は、下水道計画区域と計画区域外に分かれておりまして、このうち、

区域外については、市がそれぞれのご家庭の希望に応じて、各世帯に浄化槽を設置する、いわゆる個別排水処理施設事業を実施し、汚水を処理しております。対して、計画区域については、市が下水道管を建設する、いわゆる公共下水道事業を実施して、汚水を処理しております。

公共下水道事業、具体的にどのような仕組みかという点、市が各地域に下水道管を建設し、各ご家庭には、ご自宅と下水道管を繋いでいただき、下水道管にし尿や生活排水、洗濯した水やお風呂の水を流していただき、流されたし尿や生活排水は下水道管を流れて、処理場に回収されます。市では、各地域から流れてきたし尿などを処理場に集めて、ここできれいな水に処理して、川や海に流すという仕組みになっています。

それでは、登別市の公共下水道事業が、どのように進められてきたかということですが、市では、昭和56年度に下水道管の建設を始め、その後、平成2年度に、汚水の受入、処理を開始しました。それでは、現在、市の公共下水道事業、どの程度進んでいるかと申しますと、市が最終的に下水道管を建設したいと考えている地域の面積（これを行政用語では計画区域と言います）は1,498haとなっており、このうち、平成27年度末までに下水道管を整備した面積は、1,124.6haとなっています。

現時点では、約370haが未整備となっているわけですが、これを地図で確認すると、このような形になります。

赤線で囲んだ地域が、市が最終的に下水道管を建設したいと考えている、いわゆる計画区域であり、このうち、水色に塗り潰した区域が、既に下水道管の整備を終えている地域になります。対して、オレンジ色に塗り潰した区域は、現時点で下水道管が整備されていない地域となっています。オレンジ色に塗り潰した区域を見ていただくとわかるのですが、その多くを登別温泉町、上登別町、中登別町が占めており、先ほどご説明した下水道管未整備の370haの多くをこの3町が占めております。ご存じのとおり、これら3町は、決して人口の多い地域ではありませんので、市では、当面の間、この地域においては、下水道管整備を行わない予定です。よって、当面の間というスパンで見れば、当市の公共下水道事業は概ね完了している状況にあります。

では、人口の面から見て、どの程度の進捗状況にあるか見てみたいのですが、平成27年度末の当市の総人口は49,630人となっており、この95.7%にあたる47,483の方が、既に下水道管が整備された地域にお住まいです（この率を行政用語では処理人口普及率と言います）。また、既に下水道管が整備された地域にお住まいの方のうち、86.6%の方が、実際に下水道を利用してし尿などを流しています（この率を行政用語では水洗化率と言います）。このように、人口の面から見ても、当市の公共下水道事業は、概ね完了した状況にあるのがわかります。

概ね完了した状況にある当市の公共下水道事業ですが、経営の面で、この10年間、どのように推移してきたのかということですが、汚水排除量、利用者の方が流したし尿や生活排水の総量は、平成18年度に2,807,394^m³だったものが、平成27年度には3,213,372^m³と、過去10年間に約40万^m³増加しています。

また、流した汚水の量に応じて利用者の方にご負担いただく下水道使用料については、平成10年度に506,502千円だったものが、平成27年度には573,698千円と、過去10年間で約7千万円増加しています。

次に、下水道事業の経営は、利用者の皆様にご負担いただく使用料で経費を賄うのが基本となりますが、経費の中には、使用料で賄うべきでない経費もあるほか、使用料だけでは賄い切れないという事情もあります。このため、下水道事業では、毎年度、市の本体から補助金をもらっています（これを行政用語では一般会計繰入金と言います）。市本体からの補助金の推移を見ると、平成10年度に644,600千円だったものが、平成27年度には871,479千円と、過去10年間に約2億3千万円増加しています。

一方、支出を見てみると、収入が増加するのに伴い、支出も過去10年間に大きく増加してきました。市では、下水道管を建設するために、国や銀行から借金をしておりますが、この借金の元金返済金、利息を、行政用語では公債費と言います。公債費の過去10年間の推移を見ると、平成10年度に1,097,571千円だったものが、平成27年度には1,537,246千円と、約4億4千万円増加しました。

さきほど、当市の公共下水道事業は概ね完了段階にあると申し上げましたが、昭和56年度の事業着手以降、急速に下水道管整備を進める中で、収入、支出も、この10年間に大きく増加してきました。一方で、他市町村と同様、今後、当市の人口は年々減少していくことが予想されるわけですが、人口減少は、下水道利用者の減少に直結し、使用料収入も減少傾向で推移することが予想されます。ただ、利用者が減ったからといって、現在ある下水道管を急に廃止するわけにはいきませんので、施設の維持経費は大きく減ることはありません。同様に、公債費についても、既に借り入れた借金の返済金ですので、人口が減ったとしても、比例して減るわけではありません。このため、今後、当市の下水道事業は、一層厳しい経営状況に置かれることが予想される所であり、そうしたこともあり、今回、審議会の皆様には、使用料の改定について、ご審議いただくことになりました。

最後に、当市下水道事業の使用料の状況について、説明いたしますが、当市では、平成2年度の汚水の受入、処理開始以降、4年毎に改定を行うというルールに基づき、平成6年度と10年度に使用料の引き上げを行いました。改定率はそれぞれ、平成6年度が平均11.07%、10年度が平均11.49%

でした。当市では、平成10年度以来、使用料の改定を行っておりませんので、現在の料金表は、平成10年度に設定したものです。

現在の料金表を簡単に紹介すると、用途種別は、一般用と公衆浴場用に分かれており、このうち一般用は、1カ月8³m³までが基本料金で1,320円、8³m³を超えると、超える水量1³m³ごとに、超過料金がかかることになっています。超過料金は、8³m³を超え20³m³までは1³m³あたり170円、20³m³を超え50³m³までは1³m³あたり175円、50³m³を超える水量は1³m³あたり180円となっています。

また、公衆浴場用は、1カ月100³m³までが基本料金で2,500円、100³m³を超えると、超過料金が1³m³あたり25円となっています。

では、当市の下水道使用料、全道的に見て、どのような水準にあるのかということですが、他市との間で使用料の比較を行う場合には、1カ月20³m³の汚水を排出する家庭を例にとるのが一般的です。この標準家庭で比較すると、当市の場合、税込みで1カ月3,629円となっており、全道35市中16位で、中程の水準となっています。

以上、「登別市下水道事業の沿革について」、説明いたしました。

(会長)

ありがとうございました。それでは、委員の皆様より、「登別市下水道事業の沿革について」、ご質問等があれば挙手にてお願いします。

(委員)

様々な数字を挙げて説明いただきましたが、施設の維持には様々な費用がかかろうかと思えます。下水道管はどんどん劣化していきまますし、若山浄化センターの維持にも費用がかかるでしょう。そうした将来の費用については、今の説明には反映されていませんよね？

(会長)

事務局より説明をお願いします。

(事務局)

はい。今の説明は、これまでの下水道事業の推移をまとめたものでありまして、今後見込まれる事業費や維持経費については、後ほど説明させていただきたいと思えます。

(委員)

わかりました。もう一点質問ですが、下水道使用料は、水道使用量に基づき算定されるということは理解しているのですが、基本料金がどのような考え方に基づいて設定されているのかということについてお伺いしたいのですが。

(会長)

事務局より説明をお願いします。

(事務局)

基本料金については、現在、8 m³まで1, 320円となっておりますので、1 m³あたり165円となっております。その基本的な考え方についてですが、基本料金によって、固定費の部分をある程度回収させていただきたいとの考えが基本となっております。ただ、固定費すべてを基本料金で回収するということになると、その額が大変な高額になりますので、その一部について基本料金で回収し、その他の部分は超過料金で回収する仕組みになっているとご理解いただければと思います。

(事務局)

補足して説明しますと、基本水量は下水道が8 m³、水道が5 m³となっております。下水道、水道ともに、固定費の部分を基本料金ですべて回収できれば良いのですが、さきほど説明したように、利用者負担を考えると、そうするわけにもいきませんので、その一部について、基本料金で回収する仕組みになっています。

(会長)

委員、よろしいですか？

(委員)

関連でもう一点、質問なのですが、超過料金は、現在、8 m³から20 m³、20 m³から50 m³、50 m³超との区分となっておりますが、この設定は、当初、どのような考えに基づくものだったのでしょうか？

(会長)

事務局より説明をお願いします。

(事務局)

利用者1人あたりの汚水排除量は、6～8 m³程度ですので、基本水量は8 m³に設定し、さらに二人暮らし家庭になると、6～8 m³の二倍ということで、20 m³を目安とし、さらにご家族が増えるごとに、6～8 m³の単位で増えていくこととなりますので、その次の目安として50 m³を設定しているものと認識しています。また、本市の場合には、用途種別が一般用と公衆浴場用しかありませんので、企業の場合には、すべて50 m³以上に入ってくることとなります。

(会長)

委員、よろしいですか？

(委員)

わかりました。

(会長)

その他に質問などありませんか。無いようですので、私からも一点、質問させていただきます。供用開始から25年以上が経過し、平成27年度末の総人口49, 630人に対して、下水道を利用できる地域に住んでいる方が47, 483人、そのうち、実際に下水道を利用している方が41, 110人で、水

洗化率は86.6%とのことですが、実際に下水道を利用する方の人数は今後伸びる見込みはあるのでしょうか。また、下水道に繋いでいない方も14%程度いらっしゃるわけですが、繋いでいない要因などは把握されているのでしょうか？

(事務局)

繋いでいない要因ですが、やはり経済的理由が多いものと考えています。また、自前で設置した浄化槽を利用している方も多くいらっしゃいますので、そうした方は、あえて下水道に繋ぐ必要はないということで、水洗化率の伸び悩みに繋がっているものと考えています。ただ、浄化槽については、いずれ耐用年数が到来しますので、そのタイミングで下水道に繋ぐ方もでてくるものと考えています。

(事務局)

補足して説明しますと、大きな理由のひとつに、高齢者の単身世帯、高齢者ご夫婦のみの世帯の場合、水洗化したいという希望を持っていたとしても、将来を考えた場合に、その家を引き継ぐ人間がいなかったため、水洗化をためらうという事情があり、水洗化が伸び悩むひとつの理由になっているものと考えています。

(山会長)

となりますと、水洗化率自体もほぼ頭打ちと考えてよろしいのでしょうか？

(事務局)

市としましては、毎年度、水洗化率の低い地域を対象に、各ご自宅を訪問し、水洗化を促す取組を行っていますが、高齢であること、また、経済的な理由もあることから、なかなか思うように進まない状況にあります。下水道管の大規模整備を進めていた平成22年度までは、水洗化人口も伸びてきたわけですが、ここ数年は、水洗化率の伸びも0.1%程度となっております。ただ、水洗化率ということで考えると、水洗化していない方が自然減することで上昇する要素はあるものと考えています。

(会長)

わかりました。その他、質問などはありますでしょうか？

(委員)

先ほど、基本水量は8㎡との質問がありましたが、8㎡以内に収まっている世帯数はどの程度なのでしょうか？

(会長)

事務局より説明をお願いします。

(事務局)

後ほど説明する資料の中で、基本水量である8㎡までの排除量が汚水排除量総体に占める割合をお示ししておりますが、例えば、ある月の納付書総数のう

ち、基本水量に収まっている方がどの程度いらっしゃるかといった数値については、今回ご用意しておりませんので、今後の審議に必要ということでありましたら、おそらく後ほど、追加資料に関する討議もなされるかと思っておりますので、その際にご発言いただければと思います。

(委員)

使用料改定ということになれば、基本水量をどうするのかという話にもなるかと思っております。

(会長)

事務局、よろしいですか？

(事務局)

わかりました。

(会長)

その他、質問はありませんでしょうか。無いようですので、引き続き事務局より、「登別市下水道事業経営戦略について」、説明願います。

(事務局)

それでは、事務局より、「登別市下水道事業経営戦略について」、説明いたします。

委員の皆様には、事前に、下水道事業経営戦略の本編をお送りしておりますが、本編は非常に分厚いものとなっておりますので、別途お配りしている、下水道事業経営戦略の概略という資料に基づいて説明させていただきます。

本年度、市では、下水道事業経営戦略を策定しました。経営戦略とは、一口に言って、どのようなものかと申しますと、中長期的な経営計画と考えていただいてよろしいかと思っております。

では、なぜ、本年度、中長期的な経営計画である経営戦略を策定することにしたかと申しますと、委員の皆様もご存じのように、全国の地方自治体は人口減少問題に直面しております。当市も他市の例に違わず、今後、大きく人口が減少していくものと予想しています。人口が減少するということは、下水道利用者が減り、使用料収入も減少せざるを得ないわけですが、さきほども申し上げたように、人口が減るといっても、急に下水道管などの施設を廃止するわけにはいきませんので、施設の維持費が大きく減ることはありませんし、施設建設のためにした借金の返済金も劇的に減ることはありません。また、今後数十年後には、本腰を入れて施設更新を考えなければならない状況にあるなど、今後、下水道事業の経営は一層厳しくなることが予想されます。そうした中であって、市民生活に不可欠な下水道サービスを安定的に提供していくためには、中長期的な視点から、計画的な経営を行わなければなりません。

折しも、国は、平成26年度、全国の地方自治体が経営する企業に対して、経営戦略を策定するようとの要請を行いました。当市では、こうしたことも

踏まえて、本年度、経営戦略を策定いたしました。

では、具体的に、経営戦略とは、どのようなものかということですが、経営戦略は、『投資・財政計画』と『効率化・経営健全化の取組方針』で構成されています。このうち、『投資・財政計画』は、将来の投資額を見込む「投資計画」と、投資も含む収入支出を見込む「財政計画」から成り、中長期的な収支計画を構成します。また、『効率化・経営健全化の取組方針』は、経営健全化に向けた具体的な取組や考え方を位置付けるものです。

次に、試算の単位ですが、当市の下水道事業では、「公共下水道事業」と「個別排水処理施設事業」を実施しておりますので、『投資・財政計画』も事業毎に作成しました。

次に、対象期間ですが、国は、全国の地方自治体に戦略策定を要請するにあたり、10年以上の期間にすることを基本としています。このため、当市では、平成29年度から40年度の12年間を期間とし、さらにこの期間を4年毎に、前期、中期、後期に分けることにしました。なお、「投資計画」については、さらに長期に亘って投資規模を把握する観点から、平成29年度から40年度の計画期間に対し、平成41年度から64年度を試算期間と位置付け、投資額の試算を行いました。

また、経営戦略は、作ったら作りっぱなしではなく、一定の期間毎に、見直し、更新を行いたいと考えています。具体的には、前期4年間の終了年度に、中期以降12年間の見直し、更新を行う予定です。

次に、経営戦略の内容についてですが、まず、投資計画については、公共下水道事業で、計画期間の12年間で総額63.33億円、年度平均5.28億円の事業を見込みました。また、個別排水処理施設事業では、期間中の12年間で総額2.55億円、年度平均0.21億円の事業を見込みました。

また、試算期間については、個々の事業箇所を特定して事業費を試算するというよりは、期間中の事業規模を把握するために、法定耐用年数に基づき、期間中に見込まれる事業規模を試算したほか、実耐用年数に基づき、複数のシナリオで事業規模のシミュレーションを行いました。

次に、「財政計画」についてですが、公営企業の予算は、使用料や維持経費を管理する収益的収支と、投資経費や借金の元金返済金を経理する資本的収支に分かれておりますので、試算もこの単位で行いました。この結果、収益的収支については、両事業とも、期間を通じて損失が生じることは無いものと見込まれましたが、資本的収支については、公共下水道事業で、平成33年度以降、下水道事業全体の資金状況を表す補填財源に不足が生じ、平成40年度までの累積不足額は、11.75億円に上るものと見込まれたことから、市として、早期に対策を講じる必要があると考え、今回、使用料の改定について、ご審議いただくことになりました。これについては、後ほど、詳しく説明させていた

できます。

次に、『効率化・経営健全化の取組方針』についてですが、今回の経営戦略では、経営健全化の取組として、5項目を掲げております。一つ目は、使用料の改定についてです。当市では、本年度より、経営戦略の見直し、更新に併せて、一定のルールに基づき、4年毎に、使用料改定の必要性について検証を行うことにしました。そのルールについては、後ほど、詳しく説明いたしますが、このルールに基づき、今回、検証を行った結果、使用料を引き上げざるを得ないと考えるに至りました。

次に、中登別町の下水道の取扱いについてですが、中登別町の一部は、下水道管を建設し、汚水処理を行う地域となっておりますが、活用を予定していた国の補助金が削減傾向にあったことや市本体の財政状況の厳しさなどから、現時点においても、下水道管が建設されておらず、お住まいの皆様には、大変なご不便をおかけしてきました。また、委員の皆様もご存じのとおり、決して人口の多い地域ではありませんので、下水道管を建設したとしても、大きな赤字が予想されることから、下水道事業の経営、市本体の財政運営の観点からも、かねてより、大きな懸案となっていました。このため、市では、本年度、この地域にお住まいの皆さんの意見も参考に、この地域の汚水処理のあり方を検討してきましたが、その結果、下水道事業の経営や市本体の財政運営に対する影響を最小限に抑えながら、いち早く、この地域で汚水処理を実現するためには、市が各ご家庭の希望に応じてそれぞれの世帯に浄化槽を設置する、いわゆる個別排水処理施設事業によることが最善との結論を得たことから、本年12月1日より、事業を実施しているところです。

次に、雨水管渠の整備計画についてですが、さきほど説明したように、当市の下水道事業は、当面の間というスパンで見れば、概ね完了しているわけですが、これは汚水管についての説明になります。一般的に、下水道管というと、汚水管を想像される方が多いのですが、下水道管には、雨水を川や海に流すことを目的とした雨水管もあり、これに関しては、建設に着手したばかりの状況です。よって、汚水管の更新が本格化するまでの間、投資の中心は、雨水管の建設になるわけですが、これまで、市には、雨水管渠建設に関する計画はありませんでした。このため、下水道事業の経営や市本体の財政運営に対する影響を抑えながら、着実に雨水管の建設を進めるため、市では、本年度、雨水管渠整備計画を策定しました。今後、市では、この計画に基づき、雨水管の建設を進めていくこととなります。

次に、汚水処理原価の低減についてですが、汚水処理原価とは、汚水処理に要する経費総額を汚水排除量で割り返した数値であり、汚水処理の効率性を把握するのによく使われます。当市の汚水処理原価は、企業会計方式により経理を行っている道内20市に比べても、高い水準にあることから、原価増嵩の原

因分析、低減方策の検討を行い、具体的な対策に繋げるべく、取組を進めることにしました。

次に、使用料徴収体制の拡充についてですが、公共下水道使用料は、公権力に基づく公法上の債権であり、地方自治法に基づき、預金などの財産を差し押さえ、強制的に徴収を行うことが可能ですが、市の水道事業に賦課、徴収を委託していることから、現在は、滞納者への強制徴収を行っておりません。というのも、公法上の債権である公共下水道使用料に対して、私法上の契約に基づく水道料金は、強制徴収を行うことができないため、ともに徴収する関係上、財産差押えなどを行っていない状況にあります。このため、一部の悪質滞納者などを対象に、市税などとともに強制徴収を行うことができないか、検討を進めることとしました。

以上、「登別市下水道事業経営戦略について」、説明いたしました。

(会長)

ありがとうございます。「登別市下水道事業経営戦略について」、ご質問等ありませんでしょうか。

(委員)

使用料の徴収の話がありましたが、登別市の下水道事業、供用開始してから20年以上経過しているわけですが、長期の滞納者はいるのでしょうか。というのも、そうした長期滞納分については、徴収できないからということで、目立ったアクションはとっていないものなのか。または、使用料徴収体制の拡充という話がありましたが、そうした長期滞納分に対する対応も含むものなのでしょうか？

(会長)

事務局より説明をお願いします。

(事務局)

委員の皆様もご存じのように、下水道使用料は水道料金と一緒に請求されますので、下水道事業では、使用料の賦課・徴収を市の水道事業に委託しております。そうしたこともあり、使用料を請求される利用者様にとっては、下水道使用料と水道料金を分けて考える感覚がないものと考えており、徴収も一体的に行われております。水道料金の場合、滞納期間が一定に達しますと、給水停止を行いますので、給水停止されたお客様は、自ら水道の窓口ご連絡してきます。そのタイミングで徴収の折衝を行うことはもちろん、経済的な理由から一遍に払えない方については、納期をさらに細かく分けるという約束、行政用語で言うところの分納誓約というものですが、これを結ぶということを行っております。このため、長期の滞納者であっても、まったく連絡がとれていないといったケースは殆どないものと聞いております。

(委員)

わかりました。長期の滞納分については、それほど心配しなくても良いということですね。

(事務局)

ただ、そうはいつでも、市として、収納率の向上に常に取組まなければならないのは当然であり、そのためにも、使用料徴収体制の拡充などに取組みたいと考えております。ちなみに、下水道使用料の収納率について説明しますと、下水道使用料の徴収は市の水道事業に委託しているため、年度末の3月に納付書を送った分の収入が、翌年度の4月に下水道に入ってくる関係上、形式上の収納率は低く見えてしまいますので、その部分を調整した数値でご紹介しますと、その年度に納付書を送ったものについては、97.8%がその年度に納付されている状況にありますので、今後も収納率の向上に努めなければならないのは当然ですが、それほど低い数値ではないものと考えております。

(会長)

その他、質問はありませんでしょうか。無いようですので、私から一点、質問させていただきます。『効率化・経営健全化の取組方針』に、「汚水処理原価の低減について」とあり、この中に、汚水処理原価増嵩の原因を分析するとありますが、この点については、現時点でまだ取組んでいない状況にあるのでしょうか。それとも、既に何らかの取組を行っているのでしょうか？

(事務局)

この点については、本年度、外部のコンサルタントに委託して、汚水処理原価増嵩の原因分析を行っているところでありまして、本年度中には、その結果が明らかとなる予定ですので、その内容を踏まえて、汚水処理原価低減の取組を進めたいと考えているところです。

(会長)

汚水処理原価の詳しい状況については、後ほどの資料などで説明があるでしょうか？

(事務局)

いいえ、汚水処理原価については、特に詳しい資料は用意してございませんので、何かご質問がありましたらご確認いただければと思います。

(会長)

登別市の場合、企業会計方式で経理を行っておりますので、汚水処理費用には減価償却費が含まれるわけですが、汚水処理原価に占める減価償却費とそれ以外の割合はどうなっているのですか。といのも、減価償却費がどのような状況にあるのかというのが、重要な要素になろうかと思うからです。また、後ほど資料をお願いしようと思っていたのですが、汚水処理原価の状況、とりわけそれに占める減価償却費の状況が他市と比べてどうなっているのかということについても教えていただきたいと思っております。

(事務局)

会長がご指摘したとおり、汚水処理原価を算出する際の分子は、汚水処理に係る費用の総額となっております。これは大きく分けて、施設の維持管理費と減価償却費を含む資本費となります。市といたしましては、維持管理費分の汚水処理原価と資本費分の汚水処理原価を分けて把握し、それぞれに全道の状況と比較するという作業も行っております。これを紹介いたしますと、平成26年度のデータになるのですが、汚水処理原価総体は、企業会計方式で経理を行っている20市中、18位となっております。下から3番目となっておりますが、資本費分については、20市中10位と中ほどの水準にあります。対して、維持管理費分の汚水処理原価については、20市中19位と順位を下げの状況にありますので、市としては、資本費というよりは、維持管理費分の汚水処理原価を下げる努力を行わなければならないと分析しているところです。

(会長)

わかりました。その他、何かありませんでしょうか。やはり、用語自体が難しいですので、委員の皆様を理解を促すためにも、用語の意味などに関する質問でもよろしいかと思えます。無いようですので、引き続き事務局より、「下水道使用料改定に関する取組について」、説明願います。

(事務局)

それでは、事務局より、「下水道使用料改定に関する取組について」、説明いたします。説明は、先にお配りしている資料（下水道使用料の改定に関する取組について）に基づき行います。

当市の下水道事業では、平成2年度の、汚水の受入、処理開始以降、4年毎に見直しを行うルールに基づき、平成6年度と10年度に使用料の改定を行いました。その後改定は行われておらず、現在の料金表は、平成10年度に設定したものとなっております。

この間、平成22年度には、下水道管の大規模整備が完了し、現在では、維持管理費、借金の返済金ともに高止まりの状態にある一方、大規模な下水道管建設が終了したこともあって、使用料収入が頭打ちになるなど、平成10年度の改定から、経営の基礎的条件が大きく変化しています。

また、今後は、当市においても、人口が減少傾向で推移することは確実な状況であるわけですが、下水道利用者減少による使用料収入の低下が予想される中、将来に亘って安定的に下水道サービスを提供していくためには、経営の基本となる使用料が適切な水準にあるか、定期的に検証することが必要と考えました。こうしたことから、下水道事業経営戦略の策定を機に、戦略の見直し、更新に併せて、下水道使用料の妥当性を検証する仕組みを運用することとしました。

では、具体的にどのような仕組みで使用料の検証作業を行っていくのかとい

うことですが、まず、改定周期については、4年毎に行う経営戦略の見直し、更新に併せて、こちらも4年毎に検証作業を行うこととします。具体的には、今回を例にとれば、平成28年度に、平成30年度から33年度を対象に、使用料の妥当性を検証することになります。また、今回は、4年後の平成32年度に、平成34年度から37年度を対象に行うことになります。

次に、検証作業の実施方法ですが、経営戦略の『投資・財政計画』に基づき、対象期間中の試算値によって、損益計算書の最終的な利益や損失を表す「純損益」と下水道事業全体の資金状況を表す「補填財源残高」を試算し、いずれかがマイナスとなる場合などに、改定が必要と判定することになります。

次に、使用料対象経費についてですが、さきほど、下水道管には、污水管と雨水管があること説明しましたが、このうち、雨水管に係る経費については、下水道の利用者だけでなく、すべての市民がその便益を得ることから、使用料によってではなく、税金によって経費を賄わなければならないものとされています。よって、使用料改定の必要性を検証するにあたっては、污水管に係る経費のみを算定の対象にします。

次に、一般会計繰入金についてですが、下水道事業の運営に要する経費は、使用料によって賄うことが基本になりますが、中には、使用料によって賄うべきではない経費もあるほか、使用料のみでは経費を賄い切れないという事情もあります。よって、下水道事業は、毎年度、市本体から補助金をもらっておりますが、この補助金は赤字分をルール無しにもらえるということではなく、国が示す一定のルールに基づいて、補助を受けています。このうち、過去に借り入れた借金の利息と減価償却費の合計額である資本費を対象とした補助金の一部については、その算定方法が明確に定まっていないことから、自治体によって、取扱いにバラつきがあります。当市では、市本体との取り決めにより、純損益が均衡するように補助額を調整してきましたが、使用料の検証作業をルール化するにあたり、平成30年度より、資本費に対する補助率を固定化することにし、その率については、4年毎に、下水道事業と市本体との間で協議することになりました。

次に、改定作業後の流れですが、これまで説明してきたのは、あくまでも客観的な検証方法についてであり、これにより、改定が必要と判定されたからといって、即改定ということにはなりません。よって、検証結果が出た後は、将来の見通しや市民生活への影響などを総合的に勘案するとともに、下水道事業運営審議会からの答申も踏まえ、市としての方針を決定することになります。

以上、「下水道使用料改定に関する取組について」、説明しました。

(会長)

ありがとうございます。「下水道使用料改定に関する取組について」、ご質問等ありませんでしょうか。

(委員)

供用開始以降、4年毎に使用料改定を行ってきたとのことですが、これについては明文化されたルールがあったということなののでしょうか？

(会長)

事務局より説明をお願いします。

(事務局)

条例などで明確に定められているものではなく、市の運用として、4年毎に使用料改定を行っていたと認識しております。

(委員)

それでは、平成6年度と10年度に使用料改定を行ったとのことですが、どのような改定を行ったのか概略を説明していただけますか。

(会長)

事務局、お願いします。

(事務局)

平成6年度の改定では、一般用については、基本料金がそれまで1,064円だったものが1,184円に、超過料金は、8^mを超え20^mまでは138円が153円に、20^mを超え50^mまでは143円だったものが158円に、50^mを超える水量は148円だったものが163円に引き上げられました。また、公衆浴場用については、平成2年度以降、改定を行っておりませんので、現行と同じく、基本料金が2,500円、超過料金は100^mを超える水量1^mにつき25円が変わりません。

(委員)

細かい部分はよいのですが、引き上げを行ったということですね。それでは、平成10年度については、どうだったのですか？

(会長)

事務局、お願いします。

(事務局)

平成10年度についても、6年度と同様に、11%程度の引き上げを行いました。

(委員)

先ほどの説明では、下水道管の大規模整備が終了し、また、人口減少もあることから、利用者の増加が頭打ちとなり、使用料の改定を行わざるを得ないとの説明があったように思うのですが、平成6年度、10年度というように、まだ、下水道管の大規模整備が進んでいた時に使用料改定を行わざるを得なかったのはなぜなのですか。これは良い悪いではなく、現状認識としてどう考えているのか教えてください。

(会長)

事務局、お願いします。

(事務局)

平成6年度、10年度の改定の際の資料を確認しますと、それぞれ改定年度以降4年間の収入、支出の状況を試算した結果、収入不足が生じることから、使用料の改定を行わざるを得なかったものと認識しております。確かに、使用料収入については、伸びてはいるのですが、逆に、支出の面で、施設建設のために借り入れた借金返済が大きくなったほか、当然、施設が大きくなればなるほど、施設維持費も嵩みますので、収支のバランスが崩れ、使用料改定に至ったものと認識しております。

(委員)

ということになると、将来への投資をしたがために、その時点で下水道を利用している方が、返済金を負担したということでしょうか？

(事務局)

使用料改定については、4年間というスパンで収支のバランスを見て、改定の必要性を検証するという手法を採りますので、ある意味においては、その時点の利用者が、過去の投資の返済金を負担していると考えてよろしいかと思えます。企業債自体、便益が長期に亘るものについて、将来の利用者も投資に係る費用を負担するという趣旨がありますので、そうした意味においても、まさに委員ご指摘のとおりであろうと思えます。

(委員)

過去の改定については、そうした事情があったわけですが、現在の下水道事業は、企業会計方式を導入したということですので、過去の改定とは自ずと異なる部分が出てこようかと思えますが、その部分をご説明いただきたいと思えます。

(会長)

事務局、お願いします。

(事務局)

今回についても、4年間というスパンで収支の見通しを立てて、使用料改定の必要性を検証したという意味においては、前回、前々回と変わらないのですが、今回は、企業会計移行後ということで、純損益という企業会計特有の考え方を採っておりますので、この点は異なる点になるかと考えております。ただ、もうひとつの基準、補填財源残高については、事業全体の資金状況を表すものであり、これがマイナスになるかどうかということのひとつの基準としておりますので、そうした意味、資金状況をひとつの目安とするという点においては、前回、前々回と同様になるかと考えております。特に、後ほど説明いたしますが、今回は、補填財源残高がマイナスになることを理由として、改定を行わざるを得ない状況にありますので、ある意味においては、前回の改定と同様の

状況にあると考えております。ただ、公営企業としては、将来の施設更新に向けて、資金を貯めていかなければならず、本来であれば、その部分も見込んで、使用料の改定を行えばいいのですが、現状では、施設更新の資金のために改定を行うという状況には無いと考えております。

(委員)

下水道管の耐用年数は50年となっており、将来的には更新していかなければならないのですが、それを先送りして、とりあえず現状の資金不足に対応するために改定を行うというように聞こえたのですが、そういう理解でよろしいですか？

(会長)

事務局、お願いします。

(事務局)

今回の経営戦略においては、本格的な更新期はまだ先であるため、下水道管の更新を先延ばしするといった考え方は採っておりません。ただ、本来であれば、20年後、30年後に本格化する施設更新に向けて、そのための積立を見込んだ使用料改定を行えばよいのですが、現状では、目先の資金不足への対応からそうした状況にないので、今回の改定では、これを見込んでいないという状況です。

(事務局)

簡単に申し上げますと、今回の改定は、将来の施設更新を見込んだものではないということです。

(委員)

施設建設から年数も経過し、減価償却費も低くなっていくわけですが、それで安心しているのではなく、当然、将来の施設更新のために資金を貯めていかなければならないわけですが、今は資金を貯めることは考えないというように聞こえるのですが。

(会長)

事務局、お願いします。

(事務局)

市としても、将来の施設更新のために資金を貯めなければならないということは認識しているのですが、この資金状況を見ると、そのための改定を行う状況にはない。現時点では、当面の資金不足に対応するための改定しか行うことができない状況にあると認識しております。

(会長)

極端に言うと、将来の施設更新のための資金も見込もうとすると、使用料の改定率が非常に高くなってしまうということですね？

(事務局)

そのとおりでございます。

(事務局)

経営戦略の計画期間である今後12年間については、まだ施設更新時期が到来しませんので、更新のための費用は見込んでいない。したがって、使用料算定期間の4年間についても、そのための経費は見込まれていないということです。

(委員)

管渠については、そうかもしれませんが、処理場の設備などについては、耐用年数が到来していますよね？

(事務局)

処理場の設備などについては、長寿命化のための事業費を見込んでおりますが、管渠については、まだ更新期が到来しないので見込んでおりません。

(委員)

実際の施設更新という意味ではそうかもしれませんが、管渠についても、毎年度、50分の1ずつ価値が減耗しているわけで、本来であれば、更新のための資金を蓄えなければいけないわけですが、そうしたことは考えなくていいと認識しているのですか？

(事務局)

いいえ、本来であれば、減価償却費計上により留保される資金を、将来の施設更新のために貯めるべきであり、それが企業経営の基本であるということは、市としても認識しているのですが、現状では、その分も見込むとすると、非常に高い改定率となってしまいますので、経営の基本、理想は理解しつつも、その部分を見込むことができない、苦渋の状況にあるとご理解いただければと思います。

(会長)

他に質問はありませんでしょうか。

(委員)

平成10年度以来、使用料の引き上げが行われていないということですが、どうしてこれまで使用料の引き上げを行わなかったのですか。また、約20年間、引き上げなかったということは、何か使用料以外の資金があったということだと思うのですが、それがなぜ突然、ここにきて引き上げということになるのですか？

(会長)

事務局、お願いします。

(事務局)

まず、平成10年度以来、使用料改定を行っていなかった理由についてですが、10年度改定の後、14年度においても、実は使用料改定を行う方向で内

部検討していた経緯はあったのですが、ちょうど前年度に、水道料金の値上げが行われていたこともありまして、いわゆる三位一体の改革が行われている最中であり、地方交付税の状況が不透明だったこともあって、改定を見送った経緯がありました。ただ、改定しなくてもよいということにはなりませんので、平成15年度中の改定を検討したのですが、バブル崩壊後の景気低迷が長引いている状況もあり、この時点での改定も見送った経緯があります。その後も内部検討は続けてきたのですが、平成23年度以降は、26年度に向けて、企業会計への移行準備をすすめていたこともあり、移行後の経営状況を見てからの判断もあり、この時期になった経緯があります。

次に、何か他の資金があったのかということですが、実は、平成10年度から27年度までの間に、市本体からの補助金、いわゆる一般会計繰入金約5億円伸びておりまして、その他にも様々な要素はありますが、単純化して申し上げますと、使用料を引き上げなかった分については、この市本体からの補助金で賄われてきたと理解していただければと思います。

その他、平成16年度に、資本費平準化債が現行制度になりました。これはどのような制度かと申しますと、本来、施設建設のために借り入れた借金の元金返済金は、現金が出ていかない経費である減価償却費によって留保される資金で賄うのが基本になるのですが、個々の企業の事情があって、元金返済金と減価償却費の額が常にイコールとは限りませんので、元金返済金が減価償却費を超える部分について、借金してもよいというのが資本費平準化債の制度となっております。この制度、一面においては、借金の先延ばしという側面はあるのですが、例えば平成27年度でいうと、当市では、資本費平準化債として3～4億円を借り入れており、平成16年度からの累積で考えると非常に大きな額を借り入れてきました。先ほど説明した市本体からの補助金と併せて、この制度をフル活用することにより、使用料改定を行わなかった間の資金を賄ってきたとご理解いただければと思います。

(委員)

先延ばししてきたのだけれど、今回、いよいよ苦しくなったので、使用料を引き上げることだと思えるのですが、4年毎に改定するといいながら、これまで長い間改定せずに来ているので、市民としては、突然という印象を持ってしまうと思うのですが。

(事務局)

先ほど、平成26年度に企業会計に移行したと申し上げましたが、企業会計方式を導入したことによって、経営状況が透明化されますので、これがひとつの契機になって、使用料改定を行わざるを得ないとの判断に至ったわけでございます。

(会長)

他に質問はありませんでしょうか。

(委員)

現在、使用料収入の規模はどの程度なのか教えてください。

(会長)

事務局、お願いします。

(事務局)

平成27年度を例にとりますと、税抜の金額になりますが、使用料収入は5.7億円程度となっております。

(委員)

さきほど、一般会計繰入金のお話がありましたが、一般会計からはどの程度の額が入ってきているのですか？

(会長)

事務局、お願いします。

(事務局)

平成27年度を例にとると、一般会計繰入金の総額で9億円程度となっております。

(委員)

ということは、6億円の使用料収入で、15億円のお金を使っているということですか？

(会長)

事務局、お願いします。

(事務局)

損益計算書ベースで支出の状況をご紹介しますと、営業費用で13.9億円程度、営業外費用で3.7億円程度、総額で17.6億円程度となっております。

(委員)

使用料収入が5.7億円に対して、支出総額は17.6億円ということですね。こういう具体的な数字があるほうが、審議しやすいのではないのでしょうか。

(事務局)

次回以降、本格的な審議になろうかと思いますが、委員からご指摘いただいた資料なども用意させていただきたいと思います。

(会長)

他に質問はありませんでしょうか。

(委員)

私は連合町内会の代表として来ているわけですが、市民の立場としては、簡単には納得できない部分がある。国民健康保険税をはじめ、毎年度、様々な分野で何らかの料金が上がっていくし、また、賃金も思うように上がらない状況

がある。とはいっても、いずれ上げなければならないものだとしたら、市民に十分理解されることを考えなければならないと思うし、私もそのような立場から議論に参加するつもりだが、市としてもその点をよく考えて欲しいと思う。

(会長)

他に質問はありませんでしょうか。私の経験から申し上げます、道内各市町村の下水道事業で、使用料だけで経費が賄えている自治体はありません。いずれの自治体の下水道事業も、使用料の他に、一般会計から繰入れを受けています。ただ、国も、一般会計から下水道事業に繰出しを行う際の基準を定めておりますので、それが悪いということではありません。使用料収入と国の基準に基づく繰入れのみで経費を賄うことができれば、それがひとつの理想形かなと考えております。次回以降、具体的な数字が資料として用意されるということですので、いま説明した状況も確認していければと思っております。

(委員)

市民は、使用料を払っているのだから、それで経費がすべて賄われていると思っているのではないのでしょうか。まさか、市の予算で賄われている部分があるとは考えていないでしょう。使用料引き上げという時になると興味を持って読むのですが、普段、広報などに掲載されたとしても、見逃している人は多いでしょう。使用料改定に対する理解を得るためにも、その部分は真摯に市民に説明しなければならないでしょう。

(委員)

水道料金引き上げに関する報道がされていたと思うのですが、水道料金引き上げとの関係はどうなるのですか。下水道事業運営審議会なので、ここでその部分まで考える必要はないのでしょうか。

(事務局)

水道料金に関しては、市としても、まだ考え方がまとまっている状況ではありません。

(会長)

その他、3項目を通じましてご質問等ありませんでしょうか。無いようですので、会議次第5の諮問事項説明に移ります。

5. 諮問事項説明

(会長)

事務局より、諮問事項である「下水道使用料の改定について」、説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、事務局より、諮問事項である「下水道使用料の改定について」、説明いたします。説明は、先にお配りしている資料（下水道使用料の改定について）に基づき行います。

「これまでの経緯」については、先ほど説明した、下水道使用料検証に関するルールについて再掲しておりますので割愛させていただきますが、市では、ご説明したルールにより、「平成28年度改定期の検証結果」のとおり、本年度、使用料改定の必要性について検証を行いました。

まず、対象期間については、平成30年度から33年度までの4年間としました。

次に、資本費に対する繰入率については、市本体と協議した結果、平成30年度から33年度までの4年間については、70%にすることとしました。

次に、改定必要性の検証結果についてですが、経営戦略の『投資・財政計画』に基づき、「純損益」と「補填財源残高」の試算を行った結果、「純損益」については、期間中のいずれの年度でも利益を確保できる見込みであり、その額は最大で0.19億円、最小で0.14億円、累計0.68億円になるものと見込まれたことから、「純損益」の観点からは、使用料を改定する必要性は低いものと考えられました。

対して、「補填財源残高」については、平成32年度まではプラスを確保できるものの、平成33年度には、0.85億円のマイナスになることから、「補填財源残高」の観点からは、使用料改定を行う必要性が高いものと考えられました。

ただ、これはあくまでも客観的な検証結果であり、実際に使用料改定を行うか否かを判断するにあたっては、将来の見通しや市民生活への影響などを総合的に勘案する必要があるものと考えています。そこで、「検証結果を踏まえた改定実施の検討」のとおり、平成34年度以降の状況を検討しましたが、資金不足額は年々拡大し、次の改定対象期間となる平成34年度から37年度を見ると、37年度までの累積不足額は6.03億円、現経営戦略の最終年度である平成40年度までの累積不足額は11.75億円に上る見込みです。

こうした状況では、予算を編成することができないのはもちろん、決算を終えることもできないことに加え、日々の運営資金に不足が生じ、近い将来、経営に行き詰ることも予想されることから、早期に何らかの対策を講じなければならない状況にあります。

ただ、その対策が、即使用料の改定かと言えば、もちろんそうではなく、まずはその他の方策を検討した後に、最終的な手段として使用料の改定を検討すべきものと認識しております。

そこで、改善に向けた方策を複数検討したわけですが、改善にあたっては、資本的収支側の資金不足を圧縮する方策、収益的収支側の資金状況を改善する

方策、両面のアプローチがあります。

このうち、資本的収支の資金不足額増嵩の主要因は、過去に借り入れた借金の元金返済金となっており、これを短期的なスパンで圧縮することは難しいことから、短中期的な収支好転には、収益的収支の資金状況の改善により対応する必要があります。

収益的収支の資金状況の改善には、支出圧縮と収入増加の方策があるわけですが、このうち、支出圧縮策については、これまでも、処理場の維持管理を一括して民間企業に委託したり、汚水処理で生じる汚泥量を減らす取組を行うなどして経費削減に取り組んできましたし、今後も、経営戦略に基づき、汚水処理原価低減の取組を進める予定です。しかし、平成40年度までに11.75億円という資金不足額の規模を考えると、支出圧縮策のみで不足額相当の財源を確保することは困難であることから、使用料改定により収入増加を図らざるを得ないものと考えました。

しかし、これはあくまでも、経営上の観点からの話であり、実際に使用料改定の是非を判断するにあたっては、市民生活への影響を総合的に勘案しなければなりません。しかし、これについても、今回、改定を見送ったとしても、遅くとも平成33年度には、引き上げを行わなければならないことは明らかですし、対策を先延ばしすることによって、その時点における引き上げ幅が高くなる可能性が高く、今回、改定を見送るという判断が、逆に将来の市民生活に大きな影響を与える可能性があるものと考えます。

こうしたことを総合的に勘案した結果、市としては、今回の改定期においては、使用料を引き上げざるを得ないものと考えました。

次に、「本改定期における使用料改定について」ですが、まずは、使用料引き上げによって確保すべき収入額について検討を行いました。

今回の改定対象期間は、平成30年度から33年度となりますが、この4年間の資金不足額は0.85億円であり、この不足額を解消するためには、収入額ベースで3.64%の引き上げが必要になります。

しかし、さらにその4年後、平成34年度から37年度の状況を見ると、この4年間でさらに5.18億円の資金不足が生じる見込みであり、これを解消するためには、平成34年度に、収入額ベースで22.62%の引き上げが必要になります。

仮に、平成34年度に、22.62%の引き上げを行った場合には、1カ月の汚水排除量20m³の一般家庭で、1カ月800円以上、1年間で1万円近くの負担増となり、市民生活に非常に大きな影響を与えることから、市としては、20%を超える急激な引き上げは避けなければならないものと考えました。

このため、4年間で使用料を算定するという基本的考え方を堅持しつつも、今回に関しては、4年後の急激な引き上げを回避するために、平成30年度か

ら37年度の8年間で、この期間の資金不足額を解消したいと考えました。

平成30年度から37年度までの8年間の資金不足額は6.03億円であり、これをこの8年間で解消するためには、収入額ベースで12.69%の引き上げを行う必要があります。

しかし、既に説明したように、平成38年度以降を見通せば、40年度までの累積不足額は11.75億円と、下水道事業の経営は一層厳しさを増すことが予想されます。また、この数値は、あくまでも経営戦略の試算値に基づくものであり、試算値と実績に乖離が生じることは不可避であることから、実績が試算に比して悪化した場合には、資金不足額も上振れる可能性があります。さらに、災害など不測の事態による施設の大規模破損に対する財源的備えなどを考えれば、6.03億円の解消を基本としながらも、一定程度の上積みを確認する必要があるものと考えました。

財源的な備えを考えた場合に、どの程度の上積みが必要なのかは難しいところではありますが、今回に関しては、収入額ベースの引き上げ率にして15%程度、額にして7億円から7.3億円を目安にしたいと考えました。

引き上げによる収入確保額の目安を7億円から7.3億円、収入額ベースの引き上げ率にして15%に設定した上で、これを確保するために、現在の料金表をどの程度引き上げるか検討する作業になるわけですが、さきほども説明したように、今回の改定は約20年振りとなりますので、引き上げ幅を検討するに先立ち、まずは、現在の使用料体系が、社会経済情勢、污水排除の傾向などに比してふさわしいものになっているか否かを検討しました。

現在の使用料体系は、一般用と公衆浴場用に分かれており、このうち、一般用については、基本料金と超過料金を組み合わせたものになっています。1カ月の污水排除量8^m³までが基本料金で、8^m³を超えると、超えた水量1^m³につき超過料金がかかる仕組みになっています。また、超過料金は、水量が増えるほど、1^m³あたりの単価が高くなる、いわゆる逦増料金制が採られています。

污水排除量が多くなるほど単価が高くなる逦増料金制は、節水効果があると言われていますが、一方で、一般的には、節水意識の高まりにより、污水排除量が減少傾向で推移する中にある場合は、経営の安定性に影響を与えるとの指摘がなされています。

では、当市の状況はどうかと言えば、污水排除量の過去5年間の推移を見ると、平成22年度まで、下水道管の大規模整備が進んでいたため、平成24年度までは増加が続いていましたが、平成25年度には減少に転じ、その後2年連続で減少が続きました。平成27年度は持ち直したものの、人口減少や節水意識の高まりなどを考えれば、今後も、減少傾向で推移することが見込まれ、当市においても、逦増料金制を再検討する必要性は高いものと考えます。

また、水量区分別污水排除量が、排除量総体に占める割合の過去5年間の推

移を見ると、8 m³までの割合は、過去5年間で1.5%増しているのに対して、8 m³を超え20 m³、20 m³を超え50 m³までの水量区分が占める割合は、それぞれ約1%減少しており、当市においても、節水意識の高まりを背景に、個々の汚水排除量が減少している状況が見て取れることから、8 m³を超え50 m³までの逓増性のあり方、基本料金も含めた逓増度合いなどについて再検討する必要があるものと考えました。対して、50 m³を超える水量については、過去5年間、ほぼ割合が変わらず、この水量区分については、今後も一定のボリュームが確保されるものと予想されます。

こうしたことから、個々の排除量が減少する中で効率的な料金徴収が行えるよう、基本料金と超過料金を組み合わせた体系を維持しながらも、超過料金に関する逓増料金制を一部見直し、「8 m³を超え20 m³までの水量区分」と「20 m³を超え50 m³までの水量区分」を統合したいと考えました。一方、今後も一定のボリュームが予想される中、大口利用者への節水効果を確保する観点から、50 m³を超える水量区分については、維持することにしたいと考えています。

次に、これまで説明してきた新使用料体系に基づき、目安とした収入、7億円から7.3億円を確保するために必要な引き上げ幅などを検討した結果、一般用の基本料金については、現行1,320円を15.15%引き上げて1,520円に、超過料金については、8 m³を超え20 m³までの水量区分、現行170円と、20 m³を超え50 m³までの水量区分、現行175円を統合し、それぞれ14.71%、11.43%引き上げて195円に、50 m³を超える水量区分については、現行180円を15.56%引き上げて208円にしたいと考えています。

なお、公衆浴場用については、公衆浴場への経営的な影響、公衆浴場利用者への経済的影響を考え、前回、前々回に引き続き、今回についても、改定を見送りたいと考えています。

これにより、1カ月の汚水排除量20 m³の一般家庭においては、現行、税込みで1カ月3,629円が、同じく税込みで4,169円に値上げとなり、平均改定率は14.88%となります。そのほか、1カ月の汚水排除量30 m³の一般家庭では改定率13.7%、1カ月の汚水排除量15 m³の一般家庭では改定率14.94%となります。

また、改定時期については、通常であれば、平成30年4月1日とするところですが、これまで説明してきたとおり、下水道事業の経営は非常に厳しい状況にありますので、利用者である市民への周知期間を十分確保しつつも、いち早く対策を講じるため、今回に関しては、平成30年1月1日としたいと考えています。

これまで説明してきたとおり、市としては、平成30年1月1日に、平均14.88%の引き上げを行いたいと考えており、現在の予定では、条例改正案

は、平成29年6月の第2回定例会に提案したいと考えております。ただ、これは、あくまでも、現時点における市の考え方であり、今後、審議会の皆様からの答申を踏まえて、最終的な方針を決定したいと考えています。

また、市議会に対しては、既に市の考え方を説明したところでありますが、今後も、審議会の審議経過を逐一情報提供するなど、情報提供を行っていく予定です。また、利用者である市民に対しても、1月1日号の広報のほりべつで市の考え方を情報提供する予定であり、年明け、1月23日から25日の3日間にかけては、市内3カ所で住民説明会を開催する予定です。

以上、諮問事項である「下水道使用料の改定について」、説明いたしました。審議会の皆様におかれましては、まずは、使用料改定の是非についてご審議いただき、改定を是とする場合には、その内容について審議いただければと考えております。

6. 諮問事項に関する質疑及び審議

(会長)

ありがとうございます。それでは、会議次第6の諮問事項に関する質疑及び審議に移ります。

はじめに、諮問事項に関し質問があれば挙手にてお願いします。

(委員)

まず、12年間の試算を行うにあたって、人口をどのように見えていますか？

(事務局)

人口に関しましては、昨年度、市が策定した地方創生の総合戦略の推計人口に基づいています。具体的な数字については、経営戦略本体の13ページに掲載しておりますが、平成29年度の全市推計人口49,209人、供用開始人口47,142人、水洗化人口41,014人に対して、平成40年度の全市推計人口は44,734人と約5千人の減少、供用開始人口は42,855人と約4千人の減少、水洗化人口は38,277人と約3千人の減少で見込んでおります。

(委員)

ということは、今回示された引き上げ率のうち何割かは、人口減少によるものだとも考えられるのですね。

(会長)

事務局、お願いします。

(事務局)

そのとおりでございます。ちなみに、人口が平成29年度から変化しなかつ

た場合には、どの程度の引き上げ率になるかということですが、現在、市では、収入額ベースで15%程度の引き上げが必要と考えているわけですが、人口の変化が無い場合には、10%程度で済むものと分析しております。

(会長)

その他、ご質問ありませんでしょうか。

(委員)

もう一点、これまで、超過料金のうち50³m³を超える水量については、20³m³を超え50³m³までの水量区分に比べて5円しか違わなかったものが、今回の改定案では、直前の水量区分に比べて13円高くなっていますが、その理由を教えてください。

(事務局)

水量区分別の改定率を見ていただくとわかるのですが、基本料金については、改定率15.15%、現行の8³m³を超え20³m³までの水量区分については、改定率14.71%、50³m³を超える水量区分については、改定率15.56%というように、概ね15%程度となっているのですが、現行の20³m³を超え50³m³までの水量区分については、改定率11.43%と低めに率を設定しております。というのも、この水量区分はちょうど子育て世帯が含まれる区分でありますので、この層への配慮からこの区分の改定率を低く抑え、一方、50³m³を超える水量区分については、改定率を若干高めに設定したという経緯がございます。

(委員)

ちなみに、1カ月で50³m³を超える排除量というのは、どのような層なのでしょう。1人あたりの排除量はだいたい7.5³m³程度だと思うので、50³m³を超えるとすると、かなり多い量だと思うのですが。

(事務局)

50³m³を超える水量を出している利用者の内訳を見ると、やはり企業が中心になっております。

(会長)

その他、ご質問ありませんでしょうか。

(委員)

これまで、超過料金の水量区分は3段階に分かれていたわけですが、今回の改定に際して、これを2段階にするということなのですが、その理由を教えてください。

(事務局)

8³m³を超え50³m³までの水量区分は、汚水排除量総体に占める割合で見ると40%以上を占めており、中心をなす層になっております。しかし、さきほど説明したように、この層が汚水排除量総体に占める割合は年々減ってきており

ますので、この層から効率的に使用料をいただくという経営的な観点から、2つの水量区分を統合したいと考えております。

(会長)

その他、ご質問ありませんでしょうか。私から一点、質問したいのですが、補填財源残高の不足額は年々増加していくということなのですが、今回、使用料を引き上げなければ、これを補うために、市本体からの繰り入れを行わなければならないということでしょうか。

(事務局)

そのとおりでございます。補填財源残高がマイナスのままでは、予算を組むこともできませんし、決算を了することもできませんので、これを補うために、一般会計から追加で繰り入れを行わなければならない、そして、その場合の繰り入れは、先ほど会長からご説明があった区分で言いますと、国の基準に基づかない基準外の繰り入れということになります。

(会長)

ということは、裏を返すと、使用料を引き上げるか否かということが、市本体の事業の実施にも影響を与えるということでしょうか？

(事務局)

はい。下水道事業は、水道事業と異なりまして、そもそも使用料だけで経費を賄うことが想定されておらず、一般会計からの繰り入れが必須となっておりますので、使用料を引き上げるか否かということは、一般会計繰入金金の増減を通じて、市本体の財政運営、ひいては市の経営にも大きな影響を与えることとなります。

(会長)

ありがとうございます。その他ご質問ありませんでしょうか。

(委員)

今後、消費税の引き上げがあるわけですが、その部分をどのようにかんがえているのでしょうか。税金だから、それは仕方ないんだ、それとこれとは別というように割り切って考えるのか、それとも、消費税の引き上げの部分を含めて、その影響を考えていくのか、どのように考えているのでしょうか？

(会長)

事務局、お願いします。

(事務局)

変更の要素はまだあるかと思いますが、現在のところ、平成31年10月に、消費税率の引き上げが予定されております。先ほど来、市民生活への影響を総合的に勘案するということを申し上げてきましたが、その影響には、消費税率の引き上げも含まれるわけで、税率引き上げとの兼ね合いについても、当然考えなければならないと認識しております。ただ、消費税率引き上げの影響

と重なって市民生活に影響を与えるとしても、下水道事業の経営状況を考えると、まさに苦渋の判断ではありますが、引き上げざるを得ない状況にあると考えているところであります。

(会長)

他にご質問などありますでしょうか。それでは、私からもう一点、質問させていただきます。資本費に対する繰入率を70%に設定するということですが、これは資本費の70%分を基準内繰り入れとして整理するということによろしいのでしょうか？

(事務局)

そのとおりでございます。

(会長)

70%という率を設定する際に、資本費に対してではなく、元利償還金に対して設定するという考え方もあったと思いますが、なぜ資本費にしたのでしょうか？

(事務局)

企業会計方式を導入している当市の下水道事業としては、やはり資本費を基本にすべきと考えました。また、基準内繰り入れとして整理するためにも、資本費を基本にすることが必要と考えました。

(会長)

わかりました。他にご質問などありますでしょうか。

(委員)

今回、超過料金の現行3区分を2区分に統合するということですが、3区分のままとした場合、どのような引き上げ率になるか試算していますか？

(事務局)

試算しております。次回以降の審議において、資料を提供できればと考えております。

(会長)

他にご質問などありますでしょうか。

(委員)

今回の資料を見てもわかるとおり、1人あたりの使用水量はどんどん減っていると思います。今回提供いただいた資料でも明らかですが、例えば基本水量の8^mというものが、今後どんどん小さくなる可能性はないですか？

(事務局)

委員ご指摘のように、1人あたりの使用水量、汚水排除量はどんどん小さくなっています。さきほど委員から、1人あたりの使用水量は7.5^m程度だろうとのご指摘がありましたが、この数字も小さくなる可能性があると考えております。ただ、改定率を検討する過程で、様々なシミュレーションは行いまし

たが、今回については、基本水量は変更しないとの結論を得たところです。

(委員)

それほど大きな影響は無いかもしれませんが、特に飲料水はペットボトルが主流になると思いますので、使用水量は今後も減少していくものと思います。4年毎に見直し作業を行うとのことですので、その時々で見直しを検討するというだけでも良いかとは思いますが。

(会長)

他にご質問などありますでしょうか。

(委員)

検討の過程で、基本料金を複数に分けるということは考えてみましたか。例えば、0～5 m³は何円、5～10 m³は何円というように。ガスなどは非常に細かい料金設定になっていますが。

(委員)

基本料金を無くしてしまうという考え方はあるかとは思いますがね。

(事務局)

検討の過程では、様々なシミュレーションを行いましたが、基本料金については、固定費の一部を確実に回収するという観点から、これを無くすことはできないと考えているところであります。

(委員)

基本料金の趣旨については、市民に理解してもらう必要はあるかかもしれませんね。

(事務局)

はい。今後、市民説明の過程では、そうした部分も丁寧に説明を行っていきたいと考えております。

(会長)

他にご質問などありますでしょうか。無いようですので、次回以降の審議に際して、必要となる資料について、とりまとめを行いたいと思いますが、現状、考えられる資料としては、わかりやすく収入と支出の情報をまとめた資料というのがひとつありました。その他、私から一点、先ほど委員からの発言がありましたが、市民の立場としては、払った使用料で経費を賄ってくれているという意識が強いかと思えます。そうした中で、使用料の引き上げを行うためには、市としても、支出削減のために努力している、そうすることによって、将来、使用料の引き上げ幅を抑えられる可能性があるということが示されなければならぬと思います。そこで、具体的な支出削減に関する資料を用意していただきたいと思いますが、事務局として用意できますでしょうか？

(事務局)

経営戦略の『効率化・経営健全化の取組方針』において、5項目を挙げてお

り、その中でも自ずと中心を成す部分がありますので、その部分について、考え方を示すことはできるかなと考えております。ただ、現在、検討中の部分もございますので、効果額を示すことは困難であることから、取組のスケジュールなどを示すことができればと思います。

(会長)

他にありませんでしょうか。

(委員)

市議会に対しても、今の段階から情報提供を行っているとのことですが、市議会としては、どのように考えているのでしょうか？

(事務局)

市議会での本格的な審議は、条例改正案が提案された後になるかと思いますが、これまで、下水道使用料改定に関するルールや経営戦略の内容、また、今回諮問させていただいた使用料改定に関する考え方を情報提供する中で、いくつかご意見をいただきました。例えば、市民への周知、情報共有を徹底すべきのご意見、人口が減っていく中で一定規模の施設を維持するためには、引き上げもやむを得ない事情はあるが、市民生活への影響を勘案すべきのご意見などをいただきました。

(委員)

私が危惧するのは、早い段階から情報提供しているにも関わらず、条例改正案を提案した段階で、一からの議論になるような事態はあってはならないと思うので、その点なども考慮しながら進めていただきたいと思います。

(事務局)

市議会の観光経済委員会に対しては、審議会の審議経過なども逐一情報提供しながら進めていきたいと考えています。観光経済委員会に情報提供した資料については、全議員に配布されることとなっておりますので、常任委員会を通じて、密な情報提供を心掛けていきたいと考えています。

(会長)

他にありませんでしょうか。

(委員)

今回の資料を見ると、使用料の収納率は80%程度となっているのですが、先ほど97%程度というお話があって、数値に大きな開きがあるのですが、収納率は他市に比べてどうなっているのでしょうか？

(事務局)

さきほど97%程度と申し上げたのは、市の水道事業からの収入が1カ月遅れになる関係上、年度で見ると収納率が低く出てしまうため、この年度間のズレを修正した数値になります。

(委員)

細かい話は別として、収納率を他市と比較した資料が必要なのではないのでしょうか。というのも、民間企業に使用料の徴収を委託している自治体もありますので、もし他市に比べて収納率が低いとすれば、そういった方策も検討する価値があると思うのですが。

(会長)

収入面で言えば、私の知っている中では、汚水の処理過程で生じるガスを発電に利用している例などもあるのですが、そういった事例をまとめたものを用意していただければと思います。

(事務局)

近隣の例で言えば、室蘭市さんが、発生ガスを利用して発電設備を運用しています。

(会長)

はい。室蘭市さんの場合には、発電に要する設備投資をすべて民間企業が負担していますね。

(事務局)

室蘭市の場合には、標準法（標準活性化汚泥法）という汚水処理方法を採用しておりまして、処理の過程で消化ガスが発生するのですが、当市の場合には、OD法（オキシデーションディッチ法）という汚水処理方法を採用しており、この処理方法の場合、処理過程でガスが発生しないため、消化ガスを利用することは難しい状況にあります。また、大規模な施設では、小水力発電などを行っているところもありますが、当市の場合、施設が小規模であり、且つ施設内に落差も無いため、これも難しい状況にあります。その他、太陽光発電などについても、これまで内部検討してきましたが、投資に見合う収入を得ることはなかなか難しい事情もあろうかと考えております。いずれにしても、次回審議に際して、他市の先進事例について、資料をご用意したいと思います。

(会長)

その他、委員の皆様からありませんでしょうか。無いようですので、事務局には、次回第2回審議会に向けて、①収入と支出の状況をまとめた資料②支出削減に向けた取組に関する資料③超過料金について現状の3段階の水量区分を維持した場合の引き上げ資料④収納率の他市町村比較、もう一点、これに関連して追加でお願いしたいのが、汚水処理原価の他市町村比較⑤他の収益獲得策に関する他市町村事例、この5つの資料を用意していただくということでしょうか。

(異議なしの声あり)

(会長)

それでは、事務局は、次回の審議会までに資料の用意をお願いします。

7. その他

(会長)

続いて、会議次第7のその他に移ります。はじめに、次回第2回審議会の日程についてありますが、私からの提案としては、平成29年1月後半、1月の最終週またはその前の週に開催してはどうかと考えておりますがいかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

(会長)

異議なしの声がありましたので、次回第2回審議会は、平成29年1月後半に開催することといたします。また、開始時刻については、午後2時でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

(会長)

異議なしの声がありましたので、次回第2回審議会は、平成29年1月後半、午後2時より開催することといたします。開催案内、当日資料等については、開催1週間前を目途に、事務局より送付いたします。

その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。

(委員)

来年1月に、市内3カ所で市民説明会が予定されているようですが、これについては、どのような内容で説明することを予定しているのですか。改定するということが前提に説明するのか・・・

(事務局)

現時点の考え方として、今回、皆様に諮問させていただいた内容を説明し、参加者の皆様からご意見などをいただきたいと考えています。

(委員)

参加者からどのような反響があるのか興味があるのですが、私も参加する予定ですので、その反響も踏まえて、今後の審議に参加できればと考えています。

(会長)

その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。無いようですので、最後に事務局より連絡事項等がありますでしょうか。

(事務局)

事務局より2点、連絡事項があります。

1点目は、各委員様への報酬及び旅費の支払いについてです。審議会参加に係る報酬及び旅費については、各回終了後に、各委員様の銀行口座に振り込む予定でありますので、本日お配りする「報酬等振込先口座申出書」に必要事項を記入の上、返信用封筒により事務局にご提出いただけるようお願いいたします。

2点目は、個人番号の提供についてです。本審議会委員をお引き受けいただいた皆様には、会議毎に報酬をお支払いすることになりますが、本年1月1日より、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の規定に基づき、個人番号の提供をお願いすることとなっております。

つきましては、本日個人番号提供に関する依頼を行いますので、個人番号提供書に必要事項を記入し、裏面に確認書類の写しを添付した上で、返信用封筒によりご返送いただけるようお願いいたします。

なお、過去に他の審議会等の委員を務められたことがある方におかれましては、その際に番号の提供をお願いしておりますので、今回は必要ありません。

現在、事務局より依頼書とともに説明書類を同封したものを配布しておりますが、ご不明の点がある場合には、当方までお問い合わせください。

(会長)

これについて、委員の皆様より質問等ありませんでしょうか。

(なしの声あり)

8. 閉会

(会長)

無いようですので、第1回審議会を閉会いたします。皆様、本日はありがとうございました。

終了 午後5時20分